

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福島県伊達郡桑折町字田植 1 2 番地の 1

氏 名 福興産業株式会社
代表取締役 山川憲彦

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

福島県県北地方振興局長 関根昌典

許可の年月日
許可の有効年月日令和 7 年 7 月 1 7 日
令和 1 4 年 5 月 2 2 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）④感染性産業廃棄物⑤廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）⑥PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）⑦廃水銀等⑧廃石綿等⑨汚泥（特定有害産業廃棄物）⑩ばいじん（特定有害産業廃棄物）

以上 1 0 種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

保管を行う廃棄物の種類	施設の所在地	施設の面積及び容量
感染性産業廃棄物	伊達郡桑折町字田植 6 番 3	保管面積 36.2m ² 保管容量 64.7m ³

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況
別紙のとおり

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第 1 0 条の 1 2 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

有・無

複写厳禁

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目
特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質名	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	—	—	■	■	○	○	—
カドミウム又はその化合物	—	○	—	■	○	○	—
鉛又はその化合物	—	○	—	■	○	—	—
有機燐化合物	■	■	■	■	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—	■	○	○	—
砒素又はその化合物	—	○	—	■	○	○	○
シアン化合物	■	■	■	■	○	—	○
P C B	■	■	■	■	—	—	—
トリクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
ジクロロメタン	■	■	■	○	—	—	—
四塩化炭素	■	■	■	○	—	—	—
1, 2-ジクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
1, 3-ジクロロプロペン	■	■	■	—	—	—	—
チウラム	■	■	■	■	—	—	—
シマジン	■	■	■	■	—	—	—
チオベンカルブ	■	■	■	■	—	—	—
ベンゼン	■	■	■	○	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	■	○	○	—
1, 4-ジオキサン	■	—	■	—	—	—	—
ダイオキシン類	■	—	—	■	—	—	—



複写厳禁

許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成 5 年 5 月 24 日
変更届出年月日	平成 8 年 7 月 15 日 (主たる事務所の所在地の変更)
更新許可年月日	平成 10 年 5 月 24 日
変更届出年月日	平成 10 年 10 月 23 日 (代表者の変更)
変更届出年月日	平成 11 年 5 月 27 日 (保管施設の位置の変更)
変更届出年月日	平成 11 年 12 月 22 日
変更届出年月日	平成 14 年 9 月 26 日 (法人組織の変更)
更新許可年月日	平成 15 年 5 月 23 日
更新許可年月日	平成 20 年 5 月 23 日
変更届出年月日	平成 20 年 9 月 9 日 (代表者の変更)
変更届出年月日	平成 20 年 12 月 3 日 (積替保管場所の変更)
変更許可年月日	平成 21 年 9 月 18 日 (廃石綿等の追加)
変更許可年月日	平成 23 年 11 月 18 日 (ばいじんの追加)
更新許可年月日	平成 25 年 6 月 14 日
変更許可年月日	平成 26 年 8 月 27 日 (廃酸、廃アルカリ及び汚泥の限定に係る特定有害産業廃棄物の種類の変更(廃酸にあつては、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物の追加、廃アルカリにあつては、砒素又はその化合物の追加、汚泥にあつては、鉛又はその化合物及びセレン又はその化合物の追加))
変更許可年月日	平成 27 年 7 月 13 日 (廃油の限定に係る特定有害産業廃棄物の種類の変更 (四塩化炭素の追加))
変更許可年月日	平成 29 年 1 月 27 日 (廃 PCB 等 (低濃度 PCB 廃棄物に限る。)、PCB 汚染物 (低濃度 PCB 廃棄物に限る。)) 及び廃水銀等の追加)
変更届出年月日	平成 29 年 9 月 15 日 (代表者の変更)
更新許可 (優良認定) 年月日	平成 30 年 6 月 18 日
更新許可 (優良認定) 年月日	令和 7 年 7 月 17 日 (有効期間 令和 7 年 5 月 23 日～令和 14 年 5 月 22 日)

(以下 余 白)



複写厳禁